## アストのなっとく講座

~意外と知らない 火災保険のおはなし編~

🎮 寿寿(じゅじゅ)・・・しっかり者のお姉さん猫

🌉 はっぱ・・・わがまま、気まぐれな妹猫

- 制 自宅が全焼して、燃え移って お隣のお家も全焼しちゃった・・・どうしましょ?
- 突然物騒ねえ・・・。どうしましょって、もう謝り切れないけど謝るしかないわよね。で、火災保険でお隣のお家を直して・・・。
- はい!ストップ!! 自分の火災保険でお隣のお家を直す・・・てこと?
- そうよ。だってそうしなきゃ。自分の家の火事のせいで、お隣のお家燃えちゃった 訳だし。

そうしたいわよね。

でも、それ、自分の火災保険じゃ支払いできないのよ。 法律上、自分の家の火事が燃え移って隣の家が燃え てしまっても「賠償する義務はない」とされているの。

₩ ええーーー?!

それじゃあ、どうすんのよ?! そのまんま逃げる訳にもいかないじゃない。 かといって、自腹でお隣のお家を建て直すのは・・・ ちょつと・・・・。

そうでしょう?

なんだか、とっても大変なことになってきたでしょう? そんな時!火災保険に「類焼損害補償特約」がつい ていれば大丈夫! 法律上の賠償責任がないとはいえ、道義上の責任は果たしたいわよね。 そのために作られた特約なの。 (類焼した家にかけてある火災保険が優先されます。)

ずっとそこに住むわけだもの。近隣トラブルが深刻化する現代。そんなの絶対避けたい!!今すぐ自分の火災保険の内容をチェックよ!!

## アストのほけん

● では **0120-57-2760** 長野県諏訪市南町10-5 ■ 定休日/日曜日・祝日 ■ 営業時間 / 10:00 ~ 19:00

E-mail:ast@view.ocn.ne.jp HP:http://astnohoken.com/